

町職員募集

町では、公立志津川病院勤務の下記職員を募集します。

職種	採用予定数	受験資格	受付期間	試験日及び試験会場
看護師	若干名	昭和44年4月2日以降に生まれた方で、募集する各職種の免許を有する方または免許の取得が見込まれる方	9月1日(月)～9月26日(金) ※受付は平日の午前8時30分から午後5時までです。 (郵送の場合は9月26日(金)必着)	10月8日(水) 午後1時30分から 役場2階大会議室
薬剤師	1名			
臨床検査技師	1名			
理学療法士	1名			

◇**申込書類** 受験申込書（最近3か月以内に撮影した写真を貼付）、市販の履歴書、健康診断書（就労の可否が判断できるもの）、免許証の写し（在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書）、受験票を送付する封筒（82円切手を貼り宛名を明記）

◇**試験の内容** 作文及び面接

◇**合格発表** 10月20日(月)に役場掲示場にて合格者の受験番号を掲示します。

◇**採用予定日** 平成27年4月1日

◇**申込・問い合わせ** 総務課人事係 ☎46-1370

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

（申請期限は9月30日(火)までです。もう一度ご確認を！）

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に考慮し、臨時的な措置として、一定の条件を満たす方に対し臨時福祉給付金を支給することとなっています。対象と思われる方については、6月下旬に申請書を送付しています。

臨時福祉給付金の申請期限が9月30日(火)となっていますので、まだ申請が済んでいない方は、今月中に必要な書類を添付の上、申請してください。

■支給対象者

基準日（平成26年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方のうち、平成26年度分の住民税（市町村民税）が課税されない方が対象です。

ただし、住民税を課税されている方に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。

■支給額

○給付対象者1人につき10,000円（1回のみ給付）

○給付対象者の中で下記に該当する方は5,000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

■申請手続

臨時福祉給付金の対象と思われる方には、6月下旬に申請書をお送りしていますので、案内に従って、9月30日(火)までに申請してください。

申請の受け付け後は、平成25年中の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査のうえ、支給対象者に対して支給を行います。

■ご注意

- ・申請書類に不備があると支給審査ができませんので、案内等をよくお読みになって、申請してください。
 - ・申請期間などは、各市区町村により異なります。
- 南三陸町以外に申請が必要な方は、事前に該当する市区町村にお問い合わせください。



問い合わせ 保健福祉課社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口 ☎46-2601（社会福祉係）
☎46-1402（臨時給付金直通）
厚生労働省「給付金」専用ダイヤル ☎0570-037-192

医療費助成受給者証の更新手続きについて

現在、子ども・母子父子家庭・心身障害者医療費助成を受けている方の、受給者証の期限は、9月30日(火)となっています。これは年に一度、受給資格を確認する更新申請が必要なためです。対象となる方には、通知しますので、忘れずに手続きをしてください。



問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

仙台法務局からのお知らせ

「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

◇**日時** 10月5日(日) 午前10時から午後3時

◇**会場** イオンモール富谷★、イオンモール利府、イオン船岡店、イオン古川店、イオンスーパーセンター栗原志波姫店、イオンモール石巻★、イオンタウン佐沼、イオン気仙沼店、イオンモール名取★

◇**内容** 不動産・会社法人の登記申請に関する相談、戸籍に関する相談等

◇**その他** 相談は無料。予約もできます（予約がなくても相談できます。）。

法務局職員、公証人、人権擁護委員、司法書士及び土地家屋調査士が相談に応じます。

★印の会場では弁護士による法律相談もお受けします（事前予約制。予約の受付電話は9月24日(水)から10月2日(木)まで（法テラス宮城 ☎050-3383-5538））。

問い合わせ 仙台法務局民事行政調査官室 ☎022-225-5720

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

—保険料の追納をお勧めします—

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納する）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

〈今月の年金相談会〉

◇**日時** 9月9日(火) 午前10時から午後3時30分

◇**場所** 役場1階相談室

年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373